

横 手 市

土木工事共通仕様書

平成 27 年 12 月 1 日以降適用

仕 様 書

横 手 市

土木工事共通仕様書

平成 27 年 12 月 1 日以降適用

仕 様 書

第 1 編 共通編

赤字：横手市独自項目
青字：今回改訂部分
(H27.12.1改訂)

はじめに

横手市が発注する土木工事の共通仕様書は、秋田県土木工事共通仕様書に準拠するものとする。ただし、「第1編 共通編 第1章 総則」については、本土木工事共通仕様書によるものとする。

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| 1-1-1 | ■適用 | 1 |
| 1-1-2 | ■用語の定義 | 1 |
| 1-1-3 | ■工事完成図書納品 | 4 |
| 1-1-4 | 設計図書の照査 | 4 |
| 1-1-5 | 請負代金内訳書 | 5 |
| 1-1-6 | 工程表 | 5 |
| 1-1-7 | 施工計画書 | 5 |
| 1-1-8 | CORINSへの登録 | 6 |
| 1-1-9 | 監督職員 | 6 |
| 1-1-10 | 現場技術員 | 6 |
| 1-1-11 | 工事用地等の使用 | 7 |
| 1-1-12 | 工事の着手 | 7 |
| 1-1-13 | ■工事の下請負 | 7 |
| 1-1-14 | ■施工体制台帳 | 8 |
| 1-1-15 | ■主任技術者 | 8 |
| 1-1-16 | 監理技術者 | 9 |
| 1-1-17 | 請負者相互の協力 | 9 |
| 1-1-18 | 調査・試験に対する協力 | 9 |
| 1-1-19 | 工事の一時中止 | 10 |
| 1-1-20 | ■設計図書の変更 | 10 |
| 1-1-21 | 工期変更 | 10 |
| 1-1-22 | 支給材料および貸与品 | 11 |
| 1-1-23 | 工事現場発生品 | 11 |
| 1-1-24 | 建設副産物 | 11 |
| 1-1-25 | 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 | 13 |
| 1-1-26 | ■監督職員による確認（立会等を含む） | 13 |
| 1-1-27 | 数量の算出および完成図 | 14 |
| 1-1-28 | 出来形図および出来形部分の数量 | 14 |
| 1-1-29 | 品質証明 | 15 |
| 1-1-30 | 完成検査 | 15 |
| 1-1-31 | 中間検査 | 16 |
| 1-1-32 | ■部分検査 | 16 |
| 1-1-33 | 部分使用 | 17 |
| 1-1-34 | ■施工管理 | 17 |

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

| | | |
|--------|---------------------|----|
| 1-1-35 | 履行報告 | 21 |
| 1-1-36 | 工事関係者に対する措置請求 | 21 |
| 1-1-37 | 不稼動日数 | 21 |
| 1-1-38 | ■工事中の安全確保 | 21 |
| 1-1-39 | 爆発および火災の防止 | 23 |
| 1-1-40 | 後片付け | 23 |
| 1-1-41 | 事故報告書 | 23 |
| 1-1-42 | ■環境対策 | 24 |
| 1-1-43 | 文化財の保護 | 27 |
| 1-1-44 | ■交通安全管理 | 27 |
| 1-1-45 | 過積載防止対策 | 29 |
| 1-1-46 | ■交通誘導警備員 | 29 |
| 1-1-47 | 建設機械 | 30 |
| 1-1-48 | 施設管理 | 30 |
| 1-1-49 | ■諸法令の遵守 | 30 |
| 1-1-50 | 官公庁等への手続等 | 33 |
| 1-1-51 | 施工時期および施工時間の変更 | 33 |
| 1-1-52 | 工事測量 | 33 |
| 1-1-53 | 提出書類 | 34 |
| 1-1-54 | 不可抗力による損害 | 34 |
| 1-1-55 | 特許権等 | 35 |
| 1-1-56 | ■保険の付保及び事故の補償 | 35 |
| 1-1-57 | 臨機の措置 | 35 |
| 1-1-58 | 低入札価格調査制度による調査 | 36 |
| 1-1-59 | 創意工夫 | 36 |
| 1-1-60 | 公共工事等における新技術活用の促進 | 36 |
| 1-1-61 | 主任技術者または監理技術者の専任期間 | 36 |
| 1-1-62 | ワンデーレスポンス | 37 |
| 1-1-63 | 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 | 37 |

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 ■適用

1. 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、横手市が発注する土木工事（河川工事、道路工事、公園工事、上下水道工事、土地改良工事、治山工事、林道工事）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は監督、検査（完成検査、部分検査）にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面、または共通仕様書の間には相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通仕様書（土木工事共通仕様書）」の順とする。
6. 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 ■用語の定義

1. 本仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
2. 総括監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾または協議および関連工事の調整のうち重要なものの処理、および設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督ならびに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
なお、総括監督員を置かない場合は、主任監督員がこれらの事務を行う。
3. 主任監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督ならびに現場監督総括業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
4. 監督員とは、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事实施の

ための詳細図等で軽易なものの作成および交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5. 契約図書とは、契約書および設計図書をいう。
6. 設計図書とは、特記仕様書、共通仕様書、図面、現場説明書および土木工事にあつては、金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する**質疑応答書**をいう。
7. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
8. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
9. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面および受注者が提出し監督職員が承諾した書面は特記仕様書に含まれる。
10. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類（**「横手市建設工事入札参加にあたっての注意事項」を含む。**）をいう。
11. **質疑応答書**とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう
12. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
13. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
14. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
15. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
16. 提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
17. 提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

18. 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
19. 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
20. 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
21. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
22. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
23. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印した書類を有効とする。なお緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面有効な書面と差し替えるものとする。
24. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
25. 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
26. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
27. 検査職員とは、横手市契約規則第 61 条に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
28. 工事検査とは、検査職員が契約書、横手市契約規則、横手市建設工事等検査実施要領に基づいて行う完成検査、中間検査、部分検査をいう。
 - (1) 完成検査とは、契約書第 33 条に基づいて行う給付の完了の確認を行うことをいう。
 - (2) 中間検査とは、契約書第 34 条に基づいて行うものをいい、請負代金の支払いを伴わないものをいう。
 - (3) 部分検査とは、契約書第 40 条、第 42 条に基づいて行う給付の完了の確認を行うことをいう。
29. 工事検査の区分は、横手市建設工事等検査実施要領第 4 条による。
30. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
31. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備および跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
32. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
33. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作

工のいずれかに着手することをいう。

34. 工事とは、本体工事および仮設工事、またはそれらの一部をいう。
35. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
36. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工および完成に必要とされるものをいう。
37. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
38. 現場とは、工事を施工する場所および工事の施工に必要な場所および設計図書で明確に指定される場所をいう。
39. S I とは、国際単位系をいう。
40. 現場発生産品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
41. JIS 規格とは、日本工業規格をいう。

1-1-3 ■工事完成図書の納品

1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
 - (1) 工事打合簿（出来形、品質管理資料を含む）
 - (2) 施工計画書
 - (3) 完成図面
 - (4) 工事写真
 - (5) 工事履行報告書
 - (6) 段階確認書
2. 受注者は、工事完成時に提出する資料（以下「工事完成図書」という。）について電子納品を行う場合は、監督職員の指示に従うものとする。

1-1-4 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第 20 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-5 請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

1-1-6 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-7 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

受注者は、入札時の参考資料として「環境配慮表」が示された場合は監督職員と協議を行い、実施するとした事項についても施工計画書に記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 指定機械
 - (5) 主要船舶・機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 安全管理
 - (10) 緊急時の体制及び対応
 - (11) 交通管理
 - (12) 環境対策
 - (13) 現場作業環境の整備
 - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (15) その他
2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
 3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工

計画書を提出しなければならない。

4. 第1項による施工計画書の記載内容を一部省略することができるのは、工事請負額 10,000 千円未満の工事とする。ただし、安全管理等、監督職員の指示する項目については省略できない。

1-1-8 コリンス (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス (コリンス) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

1-1-9 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 11 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-10 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類 (計画書、報告書、データ、図面等) の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 現場技術員は、契約書第 11 条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

1-1-11 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 受注者は、第1項に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
3. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地および工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）および型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
4. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
5. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
6. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
7. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-12 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後10日以内に、工事に着手するとともに着手届を契約担当者に提出しなければならない。

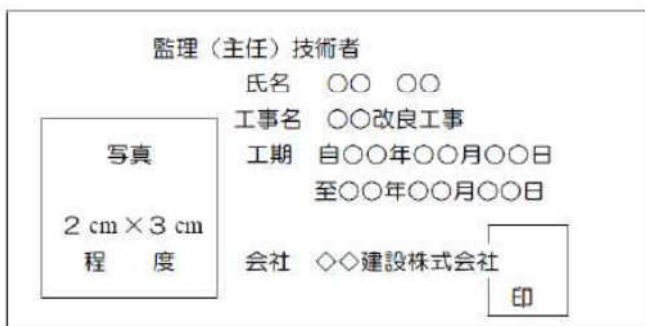
1-1-13 ■工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、「横手市建設工事下請負の適正化に関する要綱」、「建設工事着手・履行における遵守事項」および次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導および調整するものであること。
- (2) 下請負者が、地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11の規定により準用する場合を含む。）の規定により、横手市の入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (3) 下請負者が横手市の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- (4) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-14 ■施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号)に準じ、秋田県土木工事共通仕様書に定められた様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号)に準じ、秋田県土木工事共通仕様書に定められた様式に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」(平成13年3月30日付け国コ企第3号)に基づき、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名および社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。



[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図 1-1

4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

1-1-15 ■主任技術者

1. 受注者は、一般土木工事および舗装工事にあつては、契約書第12条第1項に規定する主任技術者として建設業法第26条及び同法施行令第27条に定められた者を配置しなければならない。
2. 受注希望型指名競争入札方式により入札を行った工事の主任技術者または監理技術者は特別な理由がある場合を除き、受注者が本工事入札に先立ち提出した横手市受注希望型指名競争入札参加申込書に記載した配置予定技術者でなければならない。

1-1-16 監理技術者

契約書第12条に定める監理技術者は、建設業法第26条4項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、下請負契約の請負代金の合計が3,000万円（建築工事業の場合4,500万円）以上の工事である。

1-1-17 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-18 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化（実態）調査、歩掛調査及び諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-19 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第 22 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-57 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不
適当または不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
3. 前 1 項および 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-20 ■設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-21 工期変更

1. 契約書第 17 条第 7 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 22 条第 3 項、第 23 条および第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 25 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約書第 20 条第 5 項および第 21 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 22 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 23 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5. 受注者は、契約書第 24 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 25 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-22 支給材料および貸与品

1. 受注者は、支給材料および貸与品を契約書第 17 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料および貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める仕様書によらなければならない。
5. 契約書第 17 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。
6. 受注者は、契約書第 17 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 受注者は、支給材料および貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
8. 受注者は、支給材料および貸与品を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料および貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-23 工事現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-24 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）（農林水産大臣官房地方課長通知、平成 14 年 6 月 18 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）（農林水産大臣官房地方課長通知、平成 3 年 12 月 6 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理および再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、自ら産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、運搬車に対し産業廃棄物収集運搬に係る表示および書面を備え付けなければならない。
7. 受注者は、産業廃棄物の運搬を委託する場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、運搬車に対し産業廃棄物収集運搬に係る表示および書面が備え付けられていることを確認しなければならない。
8. 受注者は、産業廃棄物収集運搬に係る表示および書面の備え付けの詳細については、**秋田県**土木工事共通仕様書（参考資料）「産業廃棄物収集運搬に係る表示」によるものとする。
9. 受注者は、次表に該当する場合には、再生資源利用計画書（様式（31））を C R E D A S システムに基づき作成し、契約締結後 14 日以内に C R E D A S 電子データとともに監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用計画書は施工計画書に添付するものとする。

| 再生資源利用計画 | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 | |
| 1 | 体積が 1,000 m ³ 以上である土砂 |
| 2 | 重量が 500t 以上である砕石 |
| 3 | 重量が 200t 以上である加熱アスファルト混合物 |
| 4 | コンクリート |
| 5 | コンクリート及び鉄からなる建設資材 |
| 6 | 木材 |
| 7 | 塩化ビニル管・継手 |
| 8 | 石膏ボード |

10. 受注者は、次表に該当する場合には、再生資源利用促進計画書（様式（32））を C R E D A S システムに基づき作成し、契約締結後 14 日以内に C R E D A S 電子データとともに監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書にも添付するものとする。

| 再生資源利用促進計画 | |
|--------------------------|---|
| 次の各号の一に該当する建設資材を搬出する建設工事 | |
| 1 | 体積が 1,000 m ³ 以上である建設発生土 |
| 2 | コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が 200t 以上であるもの |
| 3 | 建設汚泥 |
| 4 | 建設混合廃棄物 |
| 5 | 金属くず |
| 6 | 廃塩化ビニル管・継手 |
| 7 | 廃プラスチック |
| 8 | 紙くず |
| 9 | 廃石膏ボード |
| 10 | アスベスト |

11. 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し、CREDA S 電子データとともに監督職員に提出しなければならない。

1-1-25 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 請負額が 500 万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づき、特定建設資材の分別解体等および再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた〔再生資源利用計画書（実施書）様式（31）〕および〔再生資源利用促進計画書（実施書）様式（32）〕を兼ねるものとする。

1-1-26 ■監督職員による確認（立会等を含む）

1. 受注者は設計図書に従って、監督職員の確認等が必要な場合は、あらかじめ書面により監督職員に提出しなければならない。
2. 監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員および資機材等の提供並びに写

真その他資料の整備をするものとする。なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があるときや監督職員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、契約書第 11 条第 2 項第 3 号、第 15 条第 2 項または第 16 条第 1 項もしくは同条第 2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第 19 条および第 33 条に規定する義務を免れないものとする。
6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、秋田県土木工事共通仕様書〔段階確認一覧表〕に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
7. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。
8. 受注者は、工事現場で使用する車両及び建設機械等の燃料として、地方税法に違反する軽油等（不正軽油）を用いないものとし、市が調査を行う場合は、協力しなければならない。

1-1-27 数量の算出および完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書および土木工事数量算出要領（案）に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、秋田県土木工事共通仕様書（施工管理基準）を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量およびそれを基に算出された数量をいう。
3. 受注者は、出来形測量の結果および設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-28 出来形図および出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は部分検査および監督職員が指示した場合に作成するものとする。
2. 出来形図は、検査（完成、中間、部分）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）ま

たはその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）および、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。但し同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。

なお、出来形図にかえて出来形結果表にとりまとめることができる。

3. 1-1-27 第3項の完成図は、第2項の出来形図で兼ねることができる。

1-1-29 品質証明

受注者は、品質証明（社内検査）の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および検査（完成、**中間**、**部分**検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- (3) 品質証明は、契約図書および関係図書に基づき、出来形、品質および写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験および経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

なお、社内検査員を定めた場合に提出する書面の書式は現場代理人、主任（監理）技術者選任届を準用するものとする。（経歴書の様式は任意）

また、社内検査員は複数名を定めることができるが、検査時の立会は代表者1名でも可とする。

1-1-30 完成検査

1. 受注者は、契約書第33条の規定に基づき、工事完成届を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第19条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料

の整備がすべて完了していること。

- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、当該工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を周知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員および受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録および写真等を参考にして検査を行う。
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。
6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 33 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
7. 受注者は、当該工事検査については、1-1-26 監督職員による確認（立会い等を含む）第 3 項の規定を準用する。

1-1-31 中間検査

1. 中間検査は、設計図書において定められた工種・施工段階において実施するものとする。
2. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は当該工事検査に先立って受注者に対して当該検査を実施する旨および検査日等必要な事項を監督職員を通じて事前に周知するものとする。
3. 検査職員は、監督職員および受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録および写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、当該工事検査について、1-1-26 監督職員による確認（立会い等を含む）第 3 項の規定を準用する。

1-1-32 部分検査

1. 受注者は、契約書第 40 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 42 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 40 条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 発注者は、当該工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を周知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員および受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録および写真等を参考にして検査を行う。
- 5. 受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-30 第5項の規定に従うものとする。
- 6. 受注者は、当該部分検査については、1-1-26 第3項の規定を準用する。

1-1-33 部分使用

- 1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。
- 2. 受注者は、発注者が契約書第36条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または監督職員による品質および出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-34 ■施工管理

- 1. 受注者は、工事の施工にあたって、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質および出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- 2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度および出来形管理の測定頻度を変更することができる。この場合、受注者は監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質および出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
- 3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
 - (1) 受注者は、前項に記載されている標示板について、原則として杵材に県産材（間伐材等）を使用した標示板とする。なお、これにより難しい場合は設計図書によらなければならない。
 - (2) 県産材（間伐材等）とは、秋田県内の森林から生産された「素材」で杭木、丸棒、製材品等に加工されたものをいう。
 - (3) 工事名標示板における県産材使用の確認方法は次の各号による。
 - 1) 受注者は、杵材の注文依頼に際し木材加工業者等に対して、納入時に県産材取扱証明書の添付を求めるものとする。なお、県産材取扱証明書を発行できる者（以下：県産材取扱証明機関）は、秋田県森林組合連合会、県内各森林組合及び伐採業者とする。
 - 2) 木材加工業者等は、県産材取扱証明機関から発行される県産材取扱証明書を杵材納入時に工事受注者に提出するものとする。
 - 3) 受注者は、施工計画書等に県産材取扱証明書の写しを添付するものとする。

なお、県産材取扱証明書の原本は受注者が保管するものとする。

4) 杵材を転用して使用する場合は、県産材取扱証明書の裏面に使用記録を追記し、写しを施工計画書等に添付するものとする。

(4) 県産材(間伐材等)を使用した杵材の仕様については、**秋田県土木工事共通仕様書参考資料**のとおりとし、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

4. 受注者は、工事期間中現場内および周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物および施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、**作業員の労働条件、労働衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。**また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所および作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
8. 受注者は、**秋田県土木工事共通仕様書「施工管理基準」**により施工管理を行い、その記録および関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。
ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。
なお、「施工管理基準」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
9. 土木工事施工管理基準の品質管理の方法は、次の品質管理図適用表による。

品質管理図適用表

| 工種 | 品質特性 | 測定単位 |
|-----------------|-----------------------------|----------------------|
| 無筋・鉄筋コンクリート | スランプ | cm |
| | 空気量 | % |
| | 圧縮強度 | N/mm ² |
| 盛土工 | 土の締固め度又は、飽和度・空気間隙率 | g/cm ² ・% |
| 路床工 | 土の締固め度又は、飽和度・空気間隙率 | g/cm ² ・% |
| 下層路盤工 | 締固め度 | g/cm ² |
| 粒度調整路盤 | 締固め度 | g/cm ² |
| | ふるい分け試験 | % |
| セメント安定処理 | 締固め度 | g/cm ² |
| | 混合物の粒度測定 | % |
| 瀝青安定処理アスファルト舗装工 | アスファルト混合物の加熱温度(自記測定) | ℃ |
| | アスファルト混合物の加熱温度(自記記録装置のない場合) | ℃ |
| | アスファルト混合物のアスファルト量 | ℃ |
| | コアーによる密度試験 | g/cm ² |
| コンクリート舗装工 | スランプ | cm |
| | 空気量 | % |
| | 曲げ強度 | N/mm ² |

| 工種 | 適用管理図 | |
|------------------|----------------------------------|--------|
| 無筋・鉄筋コンクリート | } 工程能力図又は X-Rs-Rm管理図 及び度数表 | (37)-3 |
| | | (37)-6 |
| | | (37)-2 |
| 盛土工 | 工程能力図 | (37)-3 |
| 路床工 | 工程能力図 | (37)-3 |
| 下層路盤工 | 工程能力図 | (37)-3 |
| 粒度調整路盤 | 工程能力図 | (37)-3 |
| セメント安定処理 | 工程能力図 | (37)-3 |
| 瀝青安定処理とアスファルト舗装工 | 記録紙 | |
| | 工程能力図 | (37)-3 |
| | } 工程能力図又は X-Rs-Rm管理図 及び度数表 | (37)-3 |
| | | (37)-6 |
| コンクリート舗装工 | } 工程能力図又は X-Rs-Rm管理図 及び度数表 | (37)-3 |
| | | (37)-6 |
| | | (37)-2 |

10. 受注者は、下記構造物についてはコンクリートの耐久性向上仕様書（秋田県土木工事共通仕様書参考資料）により、資料等を提出しなければならない。

1)対象構造物

A (生)コンクリート

| 無筋・鉄筋 | 対象構造物 | | 適用 |
|----------|--|---|----|
| | 塩化物総量規制 | アルカリ骨材反応 | |
| 無筋コンクリート | | イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物(堤防、消波ブロック) ハ) 河川構造物(護岸、根固めブロック) ニ) 砂防えん堤・治山ダム(提体、側壁及び水叩) ホ) 擁壁工 | |
| 鉄筋コンクリート | イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路(内空断面積1.0㎡以上) ホ) 水門、樋門、樋管、堰 | イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰 | |
| — | ・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート | ・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート | |

B コンクリート二次製品

| 二次製品名 | | 適用 |
|---|--|----|
| 塩化物総量規制 | アルカリ骨材反応 | |
| イ) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート) ロ) 杭類(遠心力鉄筋コンクリート杭、A5310、プレストレストコンクリート杭、A5335、A5337) ハ) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316) ニ) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型) ホ) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333) | イ) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート) ロ) 杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337) ハ) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316) ニ) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型) ホ) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333) ヘ) 境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等 | |

1-1-35 履行報告

受注者は、契約書第13条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1-1-36 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-37 不稼動日数

工期には、全土曜日、日曜日および祝祭日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼動日数として平均13.5日／月を見込んでいる。

なお、実際の不稼動日数がこれを超える場合は資料を添付した書面により工期延長を求めることができる。

1-1-38 ■工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、土木工事等施工技術安全指針（平成6年11月1日付け6-89農林水産省構造改善局建設部長名）、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通知、平成15年3月27日）建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長 平成17年3月31日）、潜水作業安全施工指針（日本潜水協会）および作業船団安全運行指針（日本海上起重技術協会）、JISA 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 受注者は、工事施工中、監督職員および管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、工事箇所およびその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
4. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
5. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入を禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
6. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

7. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーションおよび現場周辺的美装化に努めるものとする。
8. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
9. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
10. 受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
11. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 なお、上記の関係機関から安全確保に関する指摘、改善命令等が文書により行われた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
12. 受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
13. 監督職員が、労働安全衛生法（平成 26 年 6 月 25 日改定 法律第 82 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 26 年 6 月 25 日改定 法律第 82 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
15. 災害発生時においては、第三者および作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。
16. 受注者は、工事施工箇所地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
17. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
18. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連

絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

19. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場、工事に係わるすべての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無にかかわらず、監督職員へ報告しなければならない。

1-1-39 爆発および火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。
- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取締保安責任者の火薬類保安手帳および従事者手帳を提示しなければならない。
 - (2) 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
 - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。
- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-40 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場および工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-41 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

1-1-42 ■環境対策

1. 受注者は監督職員と協議を行い、秋田県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるように努めなければならない。
2. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令、条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画および工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
3. 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。
また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。
4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
6. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表 1-3 に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」をいう。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
7. 受注者はトンネル坑内作業において表 1-3 に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス 2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表 1-3 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要綱」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要綱」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「ト

ンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」をいう。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術 評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-2

| 機 種 | 備 考 |
|---|--|
| 一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |
| ・オフロード法の基準適合表表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの | |

表1-3

| 機 種 | 備 考 |
|---|--|
| トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ | ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |
| ・オフロード法の2011年基準適合表表示または2011年基準同等表示が付されているもの ・トンネル工事用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの | |

8. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守されるものとする。
9. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告知、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。
- ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。
10. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、**環境物品等**（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号。「グリーン購入法」という。）**第 2 条に規定する環境物品等をいう。**）の使用を積極的に推進するものとする。
- グリーン購入法**第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、**原則として、判断基準を満たすものを使用するものとする。**なお、**事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。**
- また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、**集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。**

1-1-43 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-44 ■交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 30 条によって処置するものとする。
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材および機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項につい

て計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。
なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「秋田県過積載防止対策要領」に従うものとする。
4. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成 26 年 5 月 26 日 内閣府・国土交通省令第 1 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）、道路工事現場における工事情報板および工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
5. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
6. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時および何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない
10. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。
なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。
11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正 政令第 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 26 年 4 月改正 政令第 169 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-4 一般的制限値

| 車両の諸元 | 一般的制限値 |
|---------|---|
| 幅 | 2.5m |
| 長さ | 12.0m |
| 高さ | 3.8m(但し、指定道路については4.1m) |
| 重量 総重量 | 20.0t(但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t) |
| 軸重 | 10.0t |
| 隣接軸重の合計 | 隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m 以上の場合は20t |
| 輪荷重 | 5.0t |
| 最小回転半径 | 12.0m |

14. 受注者は、現道工事の作業終了後は、機械および材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
15. 受注者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準（秋田県土木工事共通仕様書参考資料）を遵守するものとする。

1-1-45 過積載防止対策

工事にあたり、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプカー等」という。）に関する過積載防止対策については、「秋田県過積載防止対策要領」によらなければならない。

1-1-46 ■交通誘導警備員

1. 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口および交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、現道上または現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の承諾を得て一般の交通を確保し、所定の標識その他の安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
3. 受注者は、交通誘導にあたって、交通誘導を行う場所ごとに、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に係る検定の合格者、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者あるいは過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者を配置するものとし、検定の合格証明書、教育の実施状況を記載した書面、受講証等の写し等、確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。

なお、警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務に当たる交通誘導警備業務を行う場合は、当該警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者一人以上を配置して実施しな

ければならない。

4. 前項の特定の種別の警備業務については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）、秋田県公安委員会告示第144号（平成18年10月6日）及び秋田県公安委員会告示第1号（平成27年1月16日）によるものとする。

1-1-47 建設機械

工事の施工にあたり使用する建設機械の操作方式は、建設機械に関する技術指針（平成3年10月8日付け建設省経機発第247号、最終改正平成10年3月31日付け建設省経機発第37号）による。

1-1-48 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第36条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第11条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-49 ■諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法（平成26年11月改正 法律第122号）
- (2) 建設業法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）
- (5) 労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）
- (6) 作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）
- (7) じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）
- (8) 雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (9) 労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (10) 健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）
- (11) 中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）
- (14) 道路法（平成26年6月改正 法律第72号）
- (15) 道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (16) 道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (17) 道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）

- (19) 地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (20) 河川法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (21) 下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号）
- (22) 航空法（平成 26 年 6 月改正 法律第 70 号）
- (23) 公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (24) 軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号）
- (25) 森林法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (26) 環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (27) 火薬類取締法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (28) 大気汚染防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (29) 騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (30) 水質汚濁防止法（平成 25 年 6 月改正 法律第 60 号）
- (31) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (32) 振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (34) 文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (35) 砂利採取法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (36) 電気事業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (37) 消防法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (38) 測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号）
- (39) 建築基準法（平成 26 年 6 月改正 法律第 92 号）
- (40) 都市計画法（昭和 43 年法律 第 100 号）
- (41) 都市公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)
- (43) 土壤汚染対策法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）
- (44) 駐車場法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
- (45) 船員法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (46) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (47) 船舶安全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (48) 自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (49) 自然公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
(平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)
- (51) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号)
- (52) 河川法施行法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (53) 技術士法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）

- (54) 漁業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (55) 計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (56) 厚生年金保険法（平成 25 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (57) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (58) 最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (59) 職業安定法（平成 26 年 6 月改正 法律第 67 号）
- (60) 所得税法（平成 26 年 6 月改正 法律第 91 号）
- (61) 水産資源保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (62) 船員保険法（平成 26 年 6 月改正 法律第 83 号）
- (63) 著作権法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (64) 電波法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (65) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (66) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (67) 農薬取締法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (68) 毒物及び劇物取締法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）
- (69) 地方税法（平成 27 年 3 月改正 法律第 2 号）
- (70) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 5 月 法律第 51 号）
- (71) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 26 年 6 月 法律第 56 号）
- (72) 警備業法（平成 23 年 6 月改正 法律 61 号）
- (73) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (74) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律
（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (75) 秋田県立自然公園条例（平成 20 年改正 条例第 61 号）
- (76) 秋田県公害防止条例（平成 23 年改正 条例第 19 号）
- (77) 秋田県自然環境保全条例（平成 15 年改正 条例第 22 号）
- (78) 秋田県の景観を守る条例（平成 18 年改正 条例第 26 号）
- (79) 秋田県環境基本条例（平成 19 年改正 条例第 18 号）
- (80) 秋田県環境影響評価条例（平成 27 年改正 条例第 23 号）
- (81) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
（平成 15 年 条例第 24 号）
- (82) 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例
（平成 25 年改正 条例第 43 号）
- (83) 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（平成 14 年 条例第 13 号）
- (84) 秋田県個人情報保護条例（平成 27 年改正 条例第 8 号）
- (85) 横手市都市公園条例（平成 17 年 条例第 267 号）
- (86) 横手市景観条例（平成 24 年 条例第 29 号）

(87) 横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 17 年 条例第 266 号）

2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書および契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-1-50 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-51 施工時期および施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

1-1-52 工事測量

1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置および用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示され

ている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）および多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点および重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設および復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
6. 水準測量および水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1-1-53 提出書類

1. 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第 11 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類およびその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-1-54 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 31 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注に通知しなければならない。
2. 契約書第 31 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - ①24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
 - ②1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
 - ③連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
 - ④その他設計図書で定めた基準

- (2) 強風に起因する場合
最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合
 - (3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
 - (4) 地震、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第 31 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-38 および契約書第 28 条に規定する予防措置を行ったと認められないものおよび災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-55 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 10 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願および権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 22 年 12 月 3 日改正 法律第 65 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。する。なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-56 ■保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船およびその乗組員並びに陸上建設機械等およびその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法および中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡およびその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

1-1-57 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。

2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-58 低入札価格調査制度による調査

1. 低入札価格調査対象となった工事については、重点監督および施工体制点検の重点点検の対象となるため、受注者はこれに応じなければならない。
2. 受注者は、工事コスト調査の対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、工事コスト調査票、その他の提出書類を作成し、所定の期日までに監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事コスト調査票等の内容について、監督職員が説明または資料の提出を求めた場合には、これに応じなければならない。

なお、下請負者、資材業者等に対しても内容の説明等を求める場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者等に対しその旨を周知しなければならない。

1-1-59 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時まで所定の様式により、監督職員へ提出することができる。

1-1-60 公共工事等における新技術活用の促進

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

1-1-61 主任技術者または監理技術者の専任期間

1. 発注者から直接建設工事を受注した建設業者にあつては、契約工期をもって主任技術者または監理技術者の専任期間とする。
2. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しないものとする。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めなければならない。

ただし、工事現場への専任を要しない期間を設計図書に明示されている場合は、その定めによる。

3. 契約工期前に工事検査が終了した場合は、その日までを専任期間とする。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「検査結果通知書」における日付）とする。

1-1-62 ワンデーレスポンス

1. 「ワンデーレスポンス」は、受注者からの質問、協議への回答を、基本的に即日に回答するよう対応するものである。ただし、即日回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ回答期限を設けるなど、何らかの回答を即日にするものである。
2. 実施にあたっては、「秋田県工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
3. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合、または計画工程と実工程を比較照査し差異が生じた場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。

1-1-63 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

1. 工事の実施段階において、建設資材の調達が通常の方法により難いと認められる場合は、購入費や輸送費を調達の実態に即して設計変更できるものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
2. 対象とする建設資材は、次のとおりとする。
 - ①石材（砕石、捨石、被覆石）
 - ②アスファルト合材
 - ③生コンクリート
 - ④仮設材（鋼矢板等）
3. 設計変更の対象項目は、通常、地域内から調達する石材等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用とする。なお、ここでいう「地域」とは秋田県が公表している「実施単価表」で掲載する「単価設定地区」とし、「所在地」とは秋田県が公表している「建設機械等損料算定表」で掲載する「所在地」とする。
4. 設計変更で計上する購入費及び輸送費は、次のとおりとする。
 - ・購入費（現着単価）は、受注者の購入価格（取引価格）とする。
 - ・輸送費の算出は、基地から現場までの距離とする。
5. 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費を変更したい場合は、工事現場に建設資材を搬入する前までに「工事打合せ簿」に次の事項を記載して監督職員と協議するものとする。
 - ・地域内及び基地に建設資材がないことを証明する資料（打合せメモ等）
 - ・遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称規格及び製造・生産工場の名称（建設資材名及び規格形状等の証明資料）
 - ・遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由
 - ・製造・生産工場を選定した理由
 - ・見積書
 - ・その他、監督職員が必要と思われる事項

6. 受注者は、購入費及び輸送費に係る設計変更を発注者から承諾（回答）されその建設資材を使用した場合は、「工事打合せ簿」に建設資材変更数量調書（任意様式）及び取引価格が証明できる資料（契約書等）、使用証明資料（納品書等）を添付し提出するものとする。なお、添付する取引価格が証明できる資料（契約書等）及び使用証明資料（納品書等）は原本を提示のうえ写しを提出するものとし、受注者名、納品者名、建設資材名、規格形状、納品日、納品数量等が記載されているものを提出しなければならない。
7. 取引価格が証明できる資料（契約書等）や使用証明資料（納品書等）で必要事項が確認できない場合または原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、設計変更の対象としない。